

各地の被害の様子



市では、大雨により住家や農地などに被害を受けたかたの復旧作業に対して各種の支援をします。

り災証明・被災証明の発行

浸水被害の申し出があつたかたなどに、市が実施した浸水被害第一次調査の結果を8月19日(月)から郵送します。判定結果を確認し、必要なかたは証明書の申請をしてください。

■り災証明

【住家床上浸水】

一次調査結果が「住家床上浸水」のかたには、二次調査を実施しています。二次調査終了後に郵送する結果に証明書の申請書を同封しますので、調査結果が届いた後にお申し込みください。

【住家床下浸水】

一次調査結果が「住家床下浸水」のかたで、損害保険の請求等のため、り災証明が必要なかたは、調査結果に同封した申請書を提出してください。

■被災証明

居住する部分以外の建物についての証明です。一次調査結果が「非住家浸水」のかたで、損害保険の請求などに証明が必要なかたは、調査結果に同封した申請書を提出してください。

復旧支援に関する各種制度